

## 「 憲法と私 」

洲本市 赤 松 丈一郎

世の中には十人十色、たくさんの人々が住んでいる。私たちは一人では生きていくことは出来ない。その個性あるそれぞれの人に支えられて生きている。人にはそれぞれ個性があって当然だ。それは憲法第十九条でも定められている。人は法律に縛られている。だが、それを作っている人はどうなのか。それも、もちろん縛られている。ではそれは法律にか。いや、そうではない。その法律は自分に楽なように作ったかも知れないのだから。それは憲法だ。日本には憲法と法律が存在している。憲法は法律を作った人、つまり国のリーダーを、法律はその他の人々を、縛っているルール。でも、「自由」を奪っている、ということではない。規則の中にも自由はある。「自由」とはしたいことをする自由じゃない。それではただの「わがまま」だ。「自由」とはなすべきことをする自由。それは憲法第十二条でも保障されている。僕にも憲法で保障されている「自由」がある。

僕は今、中学校に入学して三年目。先生の話聞いて授業を受けている。それは憲法で保障されている。そしてその授業で研究の発表などもたまにする。それも憲法第二十三条で「学問の自由」と書かれ保障されている。僕は何気なく生きている中にも憲法と関わっている。憲法とは僕たちの身近に生きている。

話は変わるが、日本には憲法を作る人、リーダーがいる。リーダーがいてそれに従う人がいる。国のリーダーは僕たち、みんなを選ぶもの。神様、仏様が決めるのではない。誰かひとりが決めるものではない。僕らはリーダーに直接お願いすることができる。「自分がリーダーになる」と名乗りをあげてもいい。それが「参政権」。みんなには権利がある。

そして「参政権」意外にもたくさん決められている。「人権の尊重」もその一つだ。人権はみんなが生まれながらにして持っている権利。リーダーもその権利は取り上げることは決して出来ない。どれだけ多くの人々が人権を取り上げることに賛成しても、それは決して出来ないこと。人は生まれながらにしてこれらの権利を持っている。それが憲法第十八条、九十六条一項に定められている。

僕は自由だ。ルールの中で伸びやかに生きている。また明日、僕は憲法と接するだろう。